



税 の お 話

**名古屋税理士会 名古屋東支部**

〒461-0025 名古屋市東区徳川一丁目15-30 名古屋リザンビル内三菱東京UFJ銀行東支店3階  
TEL (052) 935-5439 FAX (052) 935-6329

## 名古屋税理士会名古屋東支部 支部長挨拶

東区民の皆様、名古屋税理士会名古屋東支部の菱田裕之でございます。

この、広報紙「翼」は、区民の皆様に税に関する情報を提供し、また私たちの税理士としての活動を紹介する目的で、今から9年前に発行され、以来毎年一度発行されております。

名古屋税理士会名古屋東支部は、名古屋市東区で230名ほどの税理士会員と20社弱の税理士法人会員で構成されており、税理士業務はもとより地域の各団体と連携を取りながら東区の税務行政を支える立場として活動しております。具体的な活動といたしましては、名古屋東税務連絡協議会の一員として税に関する行事の運営を担い、また東区内の小中学校および高等学校を対象に、授業の一環として「租税教室」を開催し、児童生徒の租税知識の向上を目的とした地域の租税教育に取り組んでおります。また、毎年秋開催の、「ひがし区民まつり」にもブースを開かせていただき、地域の皆様との交流をととても楽しくさせていただいております。

私たち税理士は、税務の専門家として地域の皆様のあらゆる税に関するご相談にお答えし、地域の皆様に貢献してまいります。

区民の皆様との交流により私たち税理士を暮らしのパートナーとしていただければ幸いです。



名古屋税理士会名古屋東支部  
支部長 菱田 裕之

## 名古屋東税務相談所のご案内



名古屋東支部では、小規模納税者等への税務支援として、皆様方の税金の相談、経営の改善等のアドバイスをするため、名古屋東税務相談所を設けております。

当相談所では、指導、相談を行なっておりますので、お気軽にご利用下さい。

※指導は、火曜日、水曜日、木曜日の指定日に行なっております。

時間帯は、午前10時から午後4時までです。



### 2月、3月の予定表

実施曜日	火曜日	水曜日	木曜日
平成26年2月	4日、18日、25日	5日、12日、19日	6日、13日、20日
平成26年3月	4日、11日	5日、12日	6日、13日

4月以降につきましては、お問い合わせください。

## 指導内容

### (1) 記帳指導

年額 30,000円 (税込)

帳簿作成指導、決算書作成指導、申告書作成指導を行ないます。

### (2) 消費税申告書作成指導

年額 15,000円 (税込)

### (3) その他(記帳代行、決算・申告書等の作成ほか)

別途料金



## 対象者の範囲

名古屋税理士会の税務支援の実施に関する規則に規定する小規模納税者は、事業所得者、不動産所得者及び年金受給者を除く雑所得者で、次に掲げる方とします。ただし、譲渡所得（少額の総合譲渡所得を除く。）を有する方は対象外です。



- (1) 前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下の方
- (2) 消費税課税事業者である場合には、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の方
- (3) 給与所得者及び年金受給者で、税務指導を必要と認める方
- (4) 地域の実情その他を考慮して税務指導を必要と認める方

## アクセスマップ及び連絡先



住所：名古屋市東区徳川一丁目15番30号 名古屋リザンビル内  
三菱東京UFJ銀行東支店3階  
(名古屋税理士会名古屋東支部内)

※市バス東区平田町下車が便利です。

開所時間／月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

TEL：052-935-5439

FAX：052-935-6329

ホームページ

<http://www.tax-higashi.jp/>

我々税理士は、近年社会貢献活動として、地域の皆様に向けた無料税金相談会や催事への参加、児童や生徒を中心とした租税教室等にも力を注いでいます。

租税教室とは、出前授業の一つで、多くは地域の各学校や企業へ出向き、租税に関する授業を行うもので、その目的は、租税の意義、機能、仕組みなどについて正しい知識と理解を持ってもらうことにあります。

当東支部も、平成18年度から随時行っており、当時小学校中心であった租税教室も、年を重ねるごとに開催校も増え、現在は小学校から大学また一般企業の社員研修等も含め大幅に増加してきました。最近では、消費税率の引き上げはもとより財政や福祉また少子化対策などを中心として、税金が関係する社会問題が、テレビ、新聞等で報道されることも多く、子供たちの関心も増えており、このようなタイムリーな問題も租税教室で取り上げて

います。租税教室の担当講師は、何回も会議や報告会などを行い、大人でも難しい税金の話を子供たちにより理解を持ってもらえるように、特に高等学校や大学等は、社会人となる時期も近く、若い方々のこれからの社会生活における具体的な税金の話を交えながら、それぞれ講師のパーソナリティーを活かし、わかりやすく説明することに努めています。

また、最近では以前に比べ児童や生徒の皆さんからの質問も多方面にわたることが多く、その説明をさせていただくことでより理解していただけるものと嬉しく思うこともあります。これからも、この租税教室が児童や生徒の皆さんを始め、企業の特に若い社員の方々が少しでも税金について関心を持つきっかけになるように努力していきたいと思っています。

# 租税教室

税金のこと、  
**小学校**

知ってもらいに私たちが行きます！  
**中学校** **高等学校** **大学**



## 愛知学院大学

平成25年6月28日



担当講師 / 鈴木 明己会員

## 桜丘中学校

平成25年7月2日



担当講師 / 岡村 芳恵会員

## 富士中学校

平成25年7月17日



担当講師 / 佐藤 昌哉会員 / 岡村 芳恵会員  
和田 義雄会員 / 片山 映理子会員

## 第一高等学校

平成25年10月11日



担当講師 / 和田 義雄会員

## 金城学院高等学校

平成25年11月14日～20日



担当講師 / 野々山 浩会員 / 和田 義雄会員  
安藤 賢史会員 / 岡村 芳恵会員

## 筒井小学校

平成25年12月3日



担当講師 / 安藤 宣貴会員  
片山 映理子会員

## 名古屋中学校

平成25年12月10日～11日



担当講師 / 野々山 浩会員 / 川島 潤会員  
片山 映理子会員 / 和田 義雄会員

## 矢田小学校

平成25年12月17日



担当講師 / 加藤 幸彦会員

## 旭丘小学校

平成26年1月10日



担当講師 / 宇佐美 貞幸会員  
佐藤 昌哉会員

## 山吹小学校

平成26年1月21日



担当講師 / 佐野 誠彦会員  
正村 匡利会員

## 葵小学校

平成26年1月23日



担当講師 / 川村 美香会員

## 明倫小学校

平成26年1月24日



担当講師 / 加藤 幸彦会員

## 砂田橋小学校

平成26年1月27日



担当講師 / 宇佐美 貞幸会員

## 「租税教室」を終えて

過去何年かに亘り、税の専門家である税理士として東区内の小学校、中学校及び高等学校において租税教室の講師を担当させて頂きました。

租税教室とは、学校教育の場をお借りして、まさしく日本の将来を担う子供たちに租税の仕組みや税が社会に果たす役割、重要性について正しい認識を持ってもらうことを目的としています。自分の学生時代を振り返り、子供たちにはあまり関心がない内容だろうという思いの中、限られた授業時間でどのように話すべきかいつも戸惑うばかりでなかなか上達しませんが、意外に子供たちは真剣に聞き考えてくれるのでとても感謝しています。それぞれの段階に応じた授業内容ではあるものの、学校やクラスごとに特徴が有ったり、何人もの講師が担当するため、租税教室の平準化はなかなか難しいと感じる中、時々予期せぬ質問が飛び出して一瞬ヒヤっとさせられる場面もあったり、子供たちの様々な視点や創造性について逆に勉強させられる事もあります。

記 / 安藤 賢史会員

今年は子供たちにとって一番身近な税金でもある消費税率が改定される年でもあり、特に興味をもって聞いてくれたような気がします。租税教室の最後の方では税理士の仕事や役割について話す時間を与えて頂いておりますが、一人でも多く税理士という職業に関心を持ち、将来その職に就いてくれることにも期待します。諸外国との比較を通して、「少子高齢化の進む中、国民の理想的な社会を実現する為にどうしたら良いのか、国の財政に果たす税金の役割や税負担の公平性をどのように実現すべきかを皆で考えてみようね」と締めくくる最後にはいつも、改めて自ら税理士として何ができるのか、何をすべきかを考える良い機会にもなっています。

今後も努力して皆さんの期待に応えられる租税教室になるようにがんばりたいと思います。

## 上記以外の開催学校

平成26年2月7日  
愛知商業高等学校

担当講師 / 川島 潤会員  
溝口 雅久会員

平成26年2月19日  
愛知教育大学附属小学校

担当講師 / 安藤 宣貴会員

# 消費税の改正

平成26年4月1日より消費税の税率が**5%**から**8%**に変わります。

さらに、平成27年10月1日には**8%**から**10%**へ変わる予定です。

区分	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	5.0%	8.0%	10.0%

この税率の改正に先だって平成25年10月1日に「税抜き価格表示」が認められることになりました。平成16年4月に「値札」や「広告」などで価格を表示する場合には、消費税を含んだ総額表示が義務づけられるようになって以来、9年半ぶりです。この「税抜き価格表示」も可能となる特別措置は平成29年3月31日まで適用されます。

## 「税抜き価格表示」の例

- 1) 「〇〇円 (税抜き)」などの本体価格のみの表示
- 2) 「〇〇円 (税込〇〇円)」などの本体価格と税込み価格の両方併記
- 3) 「〇〇円 (税込)」などの税込み価格のみの表示

これら三種類の価格表示が混在することになり、混乱も懸念されます。

税抜き表示は税率の変更時の値札の変更の手間や値上がりした印象を減らせるために活用される方法ですが、「表示する価格が税込価格であると誤認されない処置」がなされていることが必要となります。

他に、消費税分を値引きする等の宣伝・広告は禁止されています。

- 例 「消費税は転嫁しません」  
「消費税〇%還元セール」  
「消費税分のポイント付与します。」等です。

また、仕入業者等への消費税の転嫁を拒む行為等も禁止されます。

- 例 「減額又は買い叩き」  
「商品購入、サービス利用等の不当な利益提供の要請」  
「税抜き価格での交渉の拒否」  
「報復行為」等です。



# 相続税が改正されます

平成27年1月1日以後の相続について、相続税の基礎控除が引下げられ、課税対象者が大幅に増える見込みです。相続税の改正について確認してみましょう。

## ＜相続税の基礎控除の縮小＞

相続税の基礎控除が平成27年1月1日以後の相続から縮小されます。

現行：5000万円+1000万円×法定相続人の数

改正後：**3000万円+600万円×法定相続人の数**

基礎控除は、相続税の申告が必要かどうかのボーダーラインです。遺産の総額が基礎控除額以下の場合には、申告の必要はありません。しかし、遺産の総額が基礎控除額を超える場合には、相続税の申告が必要となってきます。

現状では、相続税の申告の割合は4%程度ですがこの改正により、6%程度に上昇すると言われています。

## ＜相続税の税率の引上げ＞

相続税の税率が引上げられます。

遺産の総額から基礎控除額を引き、法定相続分で分配した後に、税率を乗じます。

この改正は、各々の遺産の取得金額が2億円を超える人が対象になってきます。

## 【相続税の速算表】

法定相続人の取得金額	現行		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1千万円以下	10%	0円	10%	0円
1千万円超 3千万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3千万円超 5千万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5千万円超 1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1700万円	40%	1700万円
2億円超 3億円以下			45%	2700万円
3億円超 6億円以下	50%	4700万円	50%	4200万円
6億円超			55%	7200万円

## 【事例】

遺産の総額6億円、法定相続人子供2人の場合

〔改正前〕6億円－基礎控除額7000万円＝5億3000万円

5億3000万円×法定相続分1/2＝2億6500万円

(2億6500万円×40%－1700万円)×2人＝1億7800万円(相続税の総額)

〔改正後〕6億円－基礎控除額**4200万円**＝5億5800万円

**5億5800万円**×法定相続分1/2＝**2億7900万円**

(2億7900万円×45%－2700万円)×2人＝**1億9710万円**(相続税の総額)

このように、改正後では相続税の総額に**1910万円の差**がでてきますが、かなり財産の大きな人が対象になってきます。

名古屋税理士会 名古屋東支部会員



後藤 太 一会員  
Taichi Goto

税理士業界に身を置く様になって知ったことですが、この業界に従事している方々は、その親類縁者も税理士ということがよくあります。

実際、私の祖母は税理士をやっていました。

姉は現在税理士です。

さらには、親戚の親子も税理士をやっています。

身近な存在  
仕事選択に  
大きく影響する

身近な存在というのは、仕事を選択する上で、大きく影響するものなのでしょう。

ただ、私の場合、影響が顕在化されるまでに結構な時間を経ています。大学は機械工学科で、就職活動時期になっても税理士を目指すことはありませんでした。

自動車部品メーカーに就職し、そこの経理課でお世話になった後に、30歳になる直前でようやく税理士業を目指し始めました。

影響されてはいるが、その影響が表に現れるまで時間がかかってしまう原因とは何なのでしょう。色々なことが考えられますが、私の場合は、考えるという行為を怠ったことが原因でした。

税理士業が自分にとって魅力的な仕事であるか否かを、大学進学や就職活動の時期においても、真剣に考えませんでした。思考回路を停止させた状態で、事のよし悪しなどわかるわけがありません。

今後は、思考回路を出来る限りアクティブな状態にして、税理士業に励んでいくとともに、子供たちに税理士という職業に魅力を感じてもらえる様な働き振りを示していきたいと思っています。

名古屋税理士会 名古屋東支部会員



竹本 隆 志会員  
Takashi Takemoto

最近、会社員や公務員の高校の同級生と会うと「定年」という話題が出てくるようになり、その時彼らは必ず私に向かって、「税理士は定年がなくていいなあ」と言います。

企業戦士より  
何か資格を！

私が税理士という職業を意識したのは高校生の時、進むべき大学の学部、学科を決めるおりにいちばん身近な社会人である当時企業戦士であった父親の働き方を見て、自分は父親のような会社員の人生をまっとうできそうもないので何か資格を取れば自分

にあった社会人生活がおくれるのではないかと思い、興味を持てた会計に関する資格取得を目指し進学先を決めたときでした。

親や友人に税理士になると言った手前、大学入学直後から試験合格を目指し、日商簿記から勉強を始め、在学中に科目合格もしていましたが、大学卒業後、会計事務所に就職し実務補助と試験勉強の両立は自分自身の合格に向かう姿勢の甘さもありません簡単ではなく、合格まで約10年かかってしまいました。

それから四半世紀の間、税理士の仕事を事務所、関与先等多くの方々に支えられて続けてきました。

これからも冒頭の高校の同級生が言うようにルールとしての「定年」はない税理士の仕事ですが、ますます変化のスピードが激しくなる世の中で関与先に必要とされ続け頑張っておられる東支部の多くの先輩税理士の方々の熟練の力に少しでも近づけるように、また、元気のいい若い税理士諸君に刺激を受けながら日々研鑽を重ね、関与先のニーズに十分に答え、より良いサービスを提供できることを目指して仕事を続けていきたいと思っています。

「定年」がない税理士  
変化のスピードが激化

## 税理士のお仕事ってご存知ですか？

税理士は

「納税者に代わって税務の仕事をする税の専門家」です

### ●税務代理

確定申告、青色申告の承認申請、税務署の更正・決定などに不服がある場合の申立て、税務調査の立会いなどについて代理をします。

### ●税務書類の作成

確定申告書、青色申告の承認申請書、その他税務署などに提出する書類を納税者に代わって作成します。

### ●e-Taxの代理送信

e-Taxを利用して申告する場合、税理士が納税者の依頼で代理送信することができます。この場合には、納税者本人の電子証明書は不要となります。

### ●税務相談

税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき、相談に応じます。

### ●会計業務

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する業務を行います。

### ●会計参与

税理士は、会計参与として、取締役と共同して計算関係書類を作成し、中小企業の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めます。

### ●補佐人

税理士は、税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するため、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述します。

### ●社会貢献

税理士は、独立した公正な立場で、税に関する専門知識や経験を活かし社会貢献に努めています。「税を考える週間」や確定申告期間における税務支援、租税教育への積極的な取り組み、裁判所の民事・家事調停制度や成年後見制度への参画を行っています。